

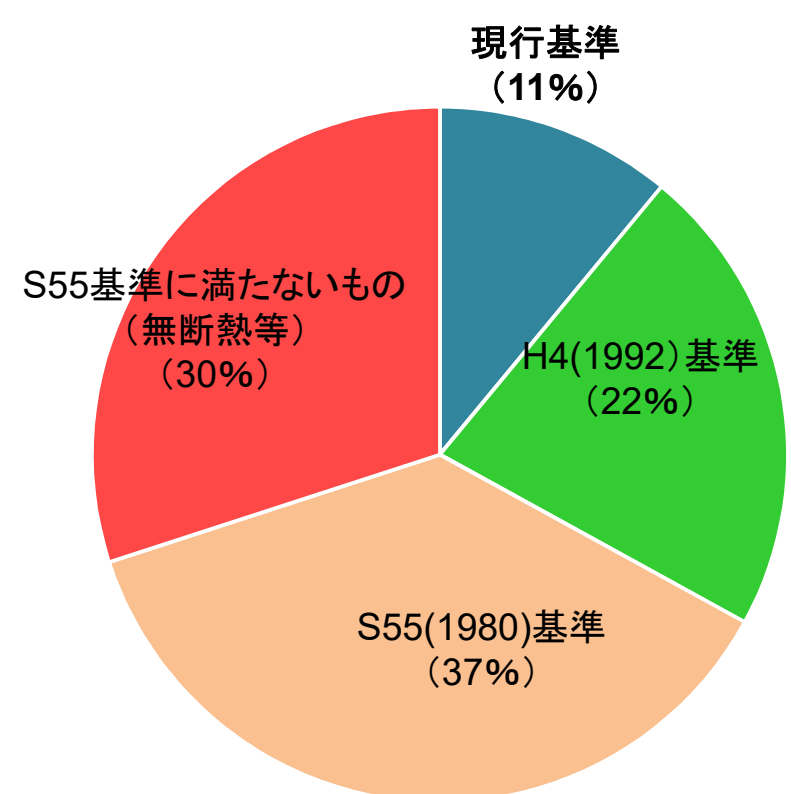
# (3)住宅ストックの質(バリアフリー化と省エネルギー化) 国土交通省

○高齢者が居住する住宅において一定のバリアフリー化(住生活基本計画(平成28年)で定めた、2箇所以上の手すり設置、又は屋内の段差解消がなされた住宅の割合は平成30年で42%(目標値:令和7年で75%)。  
 ○断熱性能を満たす住宅(H11年基準)はストック全体の約11%(平成30年推計)。

【65歳以上が居住する住宅ストック約2,250万戸のバリアフリー化の状況】  
 (3点セット等の実施率(ストックに対する割合))

		全体	持家	借家	高齢居住	
住戸内(専用部分)	A. 手すり(2ヶ所以上)	24.8% 【23.6%】	34.2% 【32.9%】	10.8% 【9.3%】	34.8% 【33.5%】	
	B. 段差のない屋内	20.9% 【21.4%】	26.2% 【27.1%】	13.9% 【13.3%】	21.5% 【20.7%】	
	C. 廊下幅が車椅子通行可	15.5% 【16.2%】	20.1% 【21.4%】	9.0% 【8.5%】	20.0% 【20.4%】	
	ABCいずれかに対応	37.3% 【37.0%】	48.5% 【48.6%】	21.5% 【19.8%】	45.8% 【42.2%】	
	A又はBに対応(一定対応)	34.6% 【34.0%】	45.5% 【45.0%】	19.2% 【17.6%】	42.4% 【41.2%】	
	ABC全て対応(3点セット)	6.5% 【8.7%】	8.5% 【11.7%】	3.6% 【4.2%】	8.8% 【8.5%】	
共用部分	D. 道路から玄関まで車椅子通行可	全体	12.0% 【12.4%】	14.3% 【15.0%】	9.3% 【8.7%】	14.6% 【14.8%】
		共同住宅	17.2% 【17.2%】	41.3% 【42.1%】	10.0% 【9.5%】	26.2% 【25.9%】

【住宅ストック約5,000万戸の断熱性能】



出典:統計データ、事業者アンケート等により推計(平成30年)

※ここで、現行基準は、建築物省エネ法のH28省エネ基準(エネルギー消費性能基準)の断熱基準をさす(省エネ法のH11省エネ基準及びH25省エネ基準(建築主等の判断基準)の断熱基準と同等の断熱性能)

注)【 】の値は平成25年値。「3点セット」は、「廊下幅」データが実態と乖離があることを勘案した補正值を用いて推計。「高齢居住」欄は、65歳以上の者が居住する住宅における比率。

出典:総務省「平成30年住宅・土地統計調査」(一部特別集計)